

平成 29 年度「要介護高齢者・障害者の歯科保健医療に関する実態調査」の結果概要

平成30年3月 栃木県健康増進課 がん・生活習慣病担当

1. 調査の目的

栃木県歯科保健基本計画（2期計画）の策定にあたり参考とするため、要介護高齢者及び障害者の入所施設における口腔衛生管理に関する状況や在宅における口腔衛生管理の状況について調査を行いました。

2. 対象施設・事業所

高齢者・・・特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業所

障害者・・・障害児入所施設、障害者支援施設、相談支援事業所

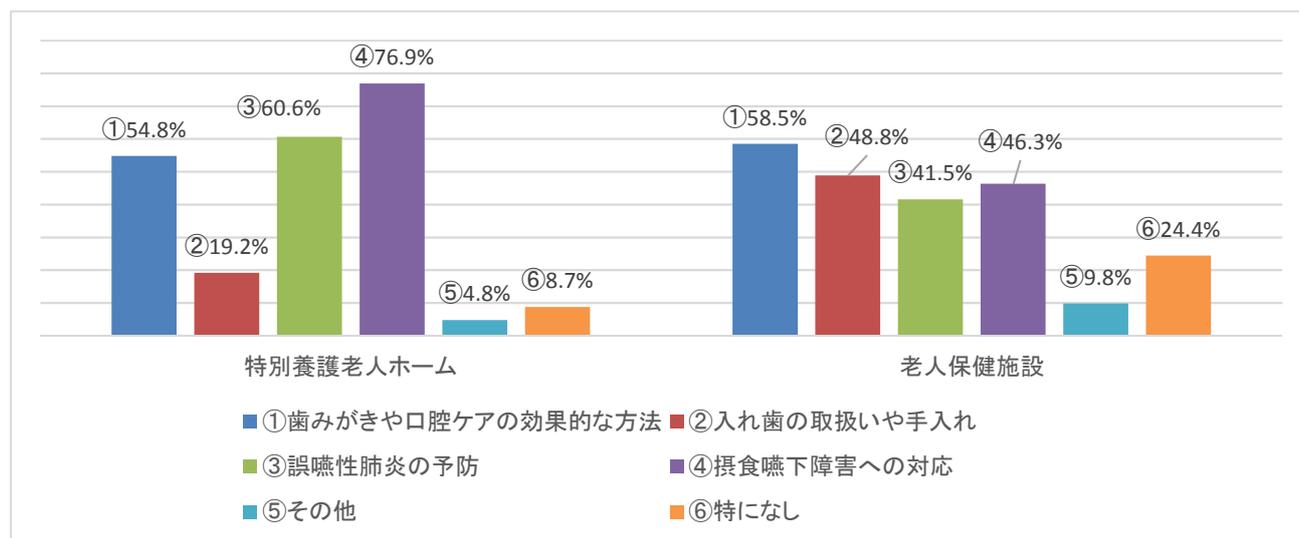
3. 主な集計結果

特別養護老人ホームと老人保健施設を対象とした調査について、主な集計結果は以下のとおりです。

問4. 入所者の歯や口腔機能の維持について、日頃課題に感じていることはありますか。

（最もあてはまるもの3つに○）

特別養護老人ホームでは「④摂食嚥下障害への対応」（76.9%）が、老人保健施設では「①歯みがきや口腔ケアの効果的な方法」（58.5%）が最も多くなっています。また、老人保健施設では、「⑥特になし」（24.4%）が特別養護老人ホームに比べて多くなっています。

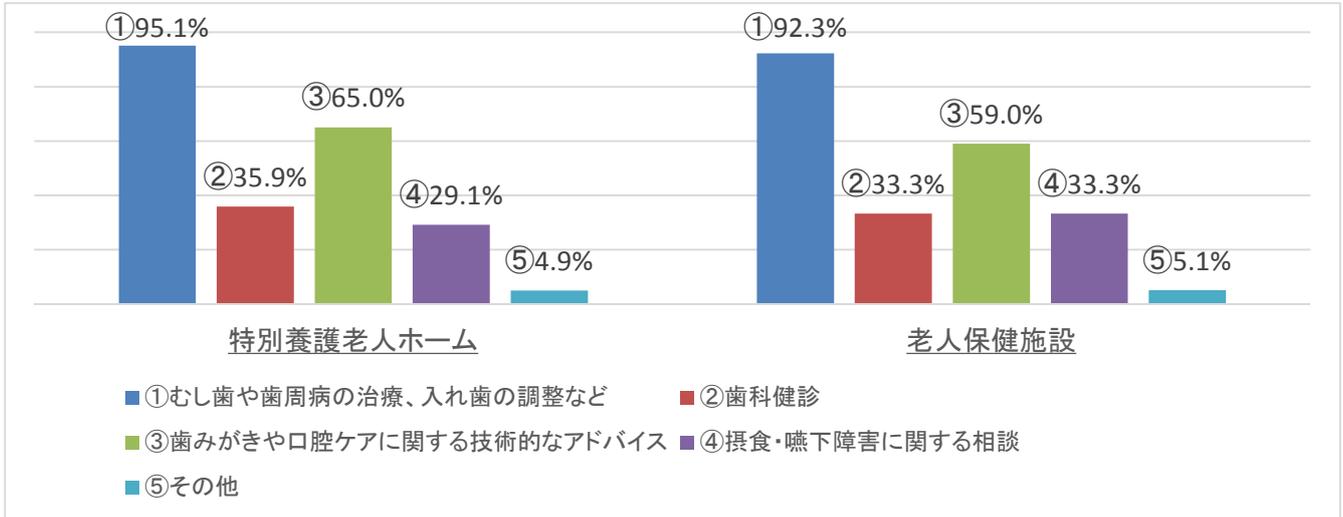


〔参考〕 「⑤その他」の回答（抜粋）

- ・ 利用者の受診や治療に関して、家族の理解が得られない時がある。
- ・ 口腔機能のリハビリに関する知識が不足している。
- ・ 認知症で意思疎通が困難な人は、「口を開けない」「うがいができない」「訴えがない」などのため、口腔ケアや治療などの管理が難しい。

問7. 協力歯科医療機関とは、どのように連携していますか。(あてはまるものすべてに○)

特別養護老人ホーム及び老人保健施設ともに、「①入所者のむし歯や歯周病の治療、入れ歯の調整など」が最も多く、次に「③入所者の歯みがきや口腔ケアに関する技術的なアドバイス」、「②入所者の歯科健診」の順に多くなっています。

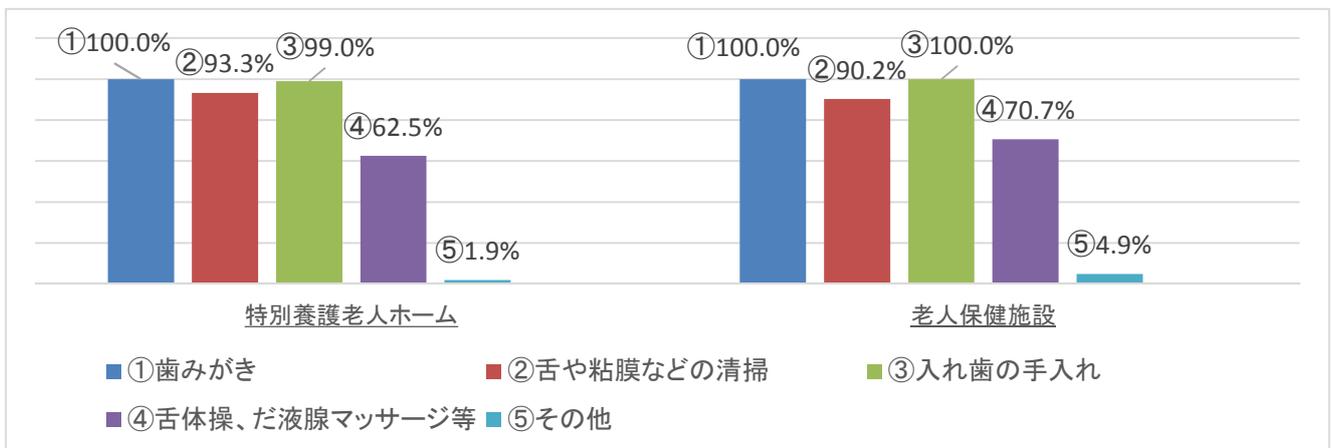


〔参考〕「⑤その他」の回答（抜粋）

- ・ 入所時に歯科健診をしてもらっている。
- ・ 新規入所者の口腔内の状況を診て、アドバイスをもらっている。
- ・ 口腔ケアに関する職員研修を依頼している。

問 13. 入所者に対してどのような口腔ケアを行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

特別養護老人ホーム及び老人保健施設ともに、「①歯みがき」と「③入れ歯の手入れ」は100%近くの施設で行っています。また、「①舌や粘膜など口腔内の清掃」についても、9割を超える施設で行っています。



〔参考〕「⑤その他」の回答（抜粋）

- ・ 寝たきりの利用者を対象に、ケアでなく刺激を目的として、「ガーゼを使用し頬の内側を縦に良く伸ばす」「舌を多方面に動かし動きを良くする」など口腔内マッサージを行っている。
- ・ うがいができない方に対して、口腔綿棒やガーゼに依る清拭や保湿ケアを行っている。
- ・ 歯間ブラシを使っている。

歯と口腔の健康づくりに関するアドバイス

1. 入れ歯に関すること

入れ歯の作製

- 入れ歯を使った経験がない認知症が進行した方は、型取りのための歯科医師等からの指示が入りにくいために作製が難しく、また、完成しても慣れないために入れ歯をつけて食事ができない、さらに、はずして紛失してしまうなどの問題も起きます。

入れ歯の調整

- 新しく作製した入れ歯は、口の中になじむまで何度か調整が必要です。また、一度作製した入れ歯でも、加齢や薬の副作用などにより唾液の分泌が悪くなって、つけにくくなったり、はずれやすくなったりしてきます。入れ歯が合わなくなってきたら、ゆるくなった部分をうめる修理や金具の調整が出来ることもありますので、歯科医師・歯科衛生士に相談されると良いでしょう。

※ なるべく認知症が軽度なうちに、入れ歯の作製や調整をされることをお勧めします。

2. 口腔ケアに関すること

認知症の人の口腔ケア

- 認知症が進行した方は、口に触るとパニックを起こして拒否したり、口を開けてもらえなかったりすることがあります。まずは、握手や肩、顔など体に触れながら少しずつ口に近づき、表情やジェスチャーなどで口腔ケアをすることを伝えるとよいでしょう。

また、口腔ケアの力が強いと、痛みを感じて拒否につながるがありますので、優しい力でケアを行いましょう。

経管栄養の人の口腔ケア

- 経管栄養の方も、口の中を清潔にすることは必要です。経管栄養になると唾液の分泌が減少するため、かえって汚れが付きやすい状態になり、口臭も強くなります。汚れがひどく、口腔ケアが難しい場合は、無理に汚れを落とそうとしないで、一度、歯科医師・歯科衛生士に相談されるとよいでしょう。

口腔ケアのポイント

- 誤嚥性肺炎を予防するには、歯のみならず舌や粘膜を含む口腔内を清潔に保つ（＝汚れを取って口の外に排出する）ことが重要です。このため、口腔ケアは、汚れが口の奥にいかないよう奥から手前に向かって行いましよう。また、口腔ケアの後は、うがいやスポンジブラシなどで、汚れや汚れた唾液を口の外にしっかり排出することが大切です。

3. 歯科健診に関すること

全ての入所者について、年1回以上の歯科健診の受診をお勧めします。

本人からの訴えがなくても、「むし歯や歯周病で歯ぐきが腫れている」、「入れ歯があたって傷ができてい」など何らかの症状があることもあります。

定期的な歯科健診を行うことで、歯科医師に口腔管理などの相談もできますし、早期発見・早期治療により、入所者の身体的な負担も軽くてすみます。

相談窓口や口腔ケア研修等の利用案内

施設の協力歯科医療機関との連携に加えて、次のような相談窓口や研修等をご利用ください。

歯と口腔の健康や在宅歯科医療に関する相談窓口

● とちぎ歯の健康センター

歯と口腔の健康に関する相談に、歯科衛生士が対応します。

- ・ 所在地 宇都宮市一の沢2丁目2番5号
- ・ 運営主体 (一社) 栃木県歯科医師会 ※ 県の委託事業
- ・ 連絡先 ☎ 028-648-6480
- ・ 受付時間 月～金 9:00～16:30
- ・ ホームページアドレス <http://tochigi-da.or.jp/>

● とちぎ在宅歯科医療連携室

在宅歯科医療(病院、施設等を含む)に関する相談を受けたり、訪問歯科診療を行う歯科診療所を紹介したりします。

- ・ 所在地 上記「とちぎ歯の健康センター」内に設置
- ・ 連絡先 ☎ 028-648-0750
- ・ 受付時間 月～金 10:00～16:00

口腔ケアに関する研修等

● 福祉施設巡回歯科相談・指導事業

栃木県歯科医師会が、県から委託を受け、毎年希望する施設を訪問して歯科健診を行っています。平成30年度は歯科健診に加えて、施設職員への口腔ケア指導のため、複数回訪問する内容に変更予定です。詳細が決まりましたら、募集のお知らせをお送りしますので、ぜひご利用ください。

H29 障害者支援施設・介護老人福祉施設 36施設(年1回:歯科健診・相談)

→ H30 障害者支援施設・介護老人福祉施設 12施設(年3回:歯科健診+口腔ケア指導)

● 口腔ケア講座

栃木県社会福祉協議会(福祉人材・研修センター)が、県から委託を受けて毎年実施しています。

- ・ 日程 調整中(平成29年度は8月に実施)
- ・ 問合せ先 ☎ 028-643-5622

● 県政出前講座

栃木県口腔保健支援センターの歯科医師と歯科衛生士が出前講座を行います。

- ・ 日程 要相談
- ・ 申込み先 栃木県庁内(健康増進課) ☎028-623-3095
- ・ 受付時間 月～金 8:30～17:15

※ 通常業務の都合により、多数のお申し込みいただいた場合には、ご希望に沿えないこともあります。